

平成29年度

くりりんセンター(焼却施設)維持管理状況記録

月	区分	可燃ごみの処理数量(t)	燃焼室中の燃焼ガス 平均温度(°C)	バグフィルター入口 排ガス平均温度(°C)	煙突入口-酸化炭素 平均濃度(ppm)
4月	1号炉	2,682.83	956	175	0
	2号炉	2,681.77	954	174	1
	3号炉				
	月計	5,364.60	955	175	1
5月	1号炉	1,048.51	965	174	0
	2号炉	2,974.62	946	174	2
	3号炉	2,017.14	937	174	8
	月計	6,040.27	949	174	3
6月	1号炉				
	2号炉	2,958.93	943	173	2
	3号炉	2,958.46	944	174	4
	月計	5,917.39	944	174	3
7月	1号炉	1,876.36	935	173	4
	2号炉	1,112.25	946	173	3
	3号炉	2,898.95	937	175	6
	月計	5,887.56	939	174	4
8月	1号炉	3,288.55	986	175	2
	2号炉				
	3号炉	3,310.04	977	175	8
	月計	6,598.59	982	175	5
9月	1号炉	2,895.92	951	175	2
	2号炉	2,128.05	932	174	5
	3号炉	898.70	927	174	3
	月計	5,922.67	937	174	3
10月	1号炉				
	2号炉				
	3号炉				
	月計				
11月	1号炉				
	2号炉				
	3号炉				
	月計				
12月	1号炉				
	2号炉				
	3号炉				
	月計				
1月	1号炉				
	2号炉				
	3号炉				
	月計				
2月	1号炉				
	2号炉				
	3号炉				
	月計				
3月	1号炉				
	2号炉				
	3号炉				
	月計				
合計(平均)	1号炉	11,792.17	959	174	2
	2号炉	11,855.62	944	174	3
	3号炉	12,083.29	944	174	6
	年計	35,731.08	949	174	4

○上記、焼却した廃棄物のうち産業廃棄物の種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令第1号 紙くず (t/月)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							0.00
令第2号 木くず (t/月)	4.17	3.60	2.47	0.55	0.84	0.69							12.32
令第3号 繊維くず (t/月)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							0.00
令第4号 動植物性残渣 (t/月)	15.08	14.93	12.80	11.06	14.85	12.51							81.23
令第13号 肉骨粉 (t/月)	255.13	244.06	233.42	242.27	305.25	291.27							1,571.40
合計 (t/月)	274.38	262.59	248.69	253.88	320.94	304.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,664.95

※堆積ばいじんの除去年月日について、自動により連続排出されるため記載していません。

○排ガス測定結果

回	測定年月日	区分	ばいじん (g/m3N)	換算塩化水素濃度 (mg/m3N)	硫黄酸化物の量		換算窒素酸化物濃度 (volppm)
					m3N/h	m3N/h(許容量)	
1	平成29年5月2日	1号炉	0.01未満	71	0.27	80.04	130
		2号炉	0.01未満	78	0.33	81.20	130
		3号炉					
2	平成29年7月5日	1号炉					
		2号炉	0.01未満	46	0.31	79.81	99
		3号炉	0.01未満	75	0.46	78.15	90
3	平成29年9月26日	1号炉	0.01未満	78	0.49	85.73	120
	平成29年9月27日	2号炉	0.01未満	65	0.75	83.22	130
		3号炉					
4		1号炉					
		2号炉					
		3号炉					
5		1号炉					
		2号炉					
		3号炉					
6		1号炉					
		2号炉					
		3号炉					
年間平均		1号炉		75	0.38	82.89	125
		2号炉		63	0.46	81.41	120
		3号炉		75	0.46	78.15	90
規制値			0.08	700	K値(17.5)※		250
測定場所			煙突	煙突	煙突		煙突

※ K値規制では、地域により定められたK値を基に、排出ガスの量、速度、温度及び煙突の高さを考慮して硫黄酸化物の許容排出量を算出します。

$$Q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

Q : 硫黄酸化物の許容排出量(Nm³/h)

K : 地域ごとに定められた定数

He : 流速、温度等を加味して算出されるばい煙排出口の高さ(m)